

議案第 63 号

南島原市職員の給与に関する条例及び南島原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

南島原市職員の給与に関する条例及び南島原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 12 月 19 日提出

南島原市長 松 本 政 博

提案理由

令和 7 年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、所要の改正を行うもの。

南島原市職員の給与に関する条例及び南島原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
(南島原市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 南島原市職員の給与に関する条例（平成18年南島原市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第10条の4第2項第2号ウ中「7,100円」を「7,300円」に改め、同号エ中「1万円」を「1万400円」に改め、同号オ中「1万2,900円」を「1万3,500円」に改め、同号カ中「1万5,800円」を「1万6,600円」に改め、同号キ中「1万8,700円」を「1万9,700円」に改め、同号ク中「2万1,600円」を「2万2,800円」に改め、同号ケ中「2万4,400円」を「2万5,900円」に改め、同号コ中「2万6,200円」を「2万9,100円」に改め、同号サ中「2万8,000円」を「3万2,300円」に改め、同号シ中「2万9,800円」を「3万5,500円」に改め、同号ス中「3万1,600円」を「3万8,700円」に改める。

第14条第1項中「4,400円」を「4,700円」に改める。

第20条第2項中「、100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の70」との次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と」を加える。

第21条第2項第1号中「100分の105」を「、6月に支給する場合には100分の105を、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「、6月に支給する場合には100分の50を、12月に支給する場合には100分の52.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月

		額	額	額	額	額	額	額
定年前再任		円	円	円	円	円	円	円
用短時間勤	1	195, 800	242, 000	276, 300	309, 800	332, 600	366, 800	420, 700
務職員以外 の職員	2	196, 900	243, 300	277, 300	311, 300	334, 400	368, 500	422, 600
	3	198, 100	244, 700	278, 300	312, 700	336, 200	370, 100	424, 500
	4	199, 200	246, 100	279, 300	314, 100	337, 900	371, 700	426, 300
	5	200, 300	247, 500	280, 300	315, 500	339, 600	373, 300	428, 100
	6	202, 000	248, 900	281, 300	316, 600	341, 300	375, 100	429, 900
	7	203, 600	250, 300	282, 200	317, 600	343, 000	376, 600	431, 700
	8	205, 200	251, 700	283, 200	318, 800	344, 600	378, 200	433, 500
	9	206, 700	253, 100	284, 200	320, 000	346, 200	379, 500	435, 100
	10	208, 400	254, 300	285, 200	321, 600	347, 900	381, 100	436, 600
	11	210, 000	255, 600	286, 200	323, 200	349, 600	382, 700	438, 100
	12	211, 600	256, 900	287, 200	324, 800	351, 200	384, 200	439, 600
	13	213, 100	258, 100	288, 200	326, 200	352, 700	386, 100	441, 100
	14	214, 800	259, 300	289, 500	327, 800	354, 300	388, 000	442, 400
	15	216, 500	260, 500	290, 800	329, 400	355, 900	389, 900	443, 700
	16	218, 200	261, 700	292, 000	331, 000	357, 400	391, 700	444, 900
	17	219, 400	262, 800	293, 200	332, 400	358, 800	393, 200	446, 100
	18	221, 000	263, 900	294, 500	334, 100	360, 500	395, 000	447, 400
	19	222, 600	265, 000	295, 700	335, 700	362, 100	396, 700	448, 700
	20	224, 100	266, 100	296, 900	337, 300	363, 700	398, 300	449, 900
	21	225, 600	267, 000	297, 900	338, 700	364, 800	400, 000	451, 100
	22	227, 200	268, 000	299, 100	340, 400	366, 300	401, 400	451, 900
	23	228, 800	269, 000	300, 300	342, 100	367, 800	402, 800	452, 700
	24	230, 400	270, 000	301, 600	343, 700	369, 300	404, 200	453, 500
	25	232, 000	271, 000	302, 900	344, 900	371, 000	405, 600	454, 100

26	233, 700	271, 900	303, 900	346, 800	372, 800	406, 800	454, 700
27	235, 000	272, 700	304, 900	348, 500	374, 400	408, 000	455, 300
28	236, 300	273, 600	305, 900	350, 100	376, 100	409, 000	455, 900
29	237, 600	274, 400	307, 000	351, 600	377, 500	410, 100	456, 600
30	238, 700	275, 200	308, 200	353, 200	378, 800	411, 300	457, 400
31	239, 800	276, 000	309, 300	354, 800	380, 000	412, 400	457, 800
32	240, 900	276, 700	310, 500	356, 400	381, 400	413, 500	458, 500
33	242, 000	277, 400	311, 600	358, 100	382, 500	414, 200	459, 000
34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900	459, 400
35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500	459, 800
36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200	460, 200
37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800	460, 600
38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900
39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200
40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500
41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800
42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100
43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100	
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400	
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700	
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900	
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200	
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400	
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700	

53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900		
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200		
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500		
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800		
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000		
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300		
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600		
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800		
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000		
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300		
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600		
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800		
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000		
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300		
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600		
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800		
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000		
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300		
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600		
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800		
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000		
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300			
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600			
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800			
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000			
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300			
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600			

80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800		
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000		
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300		
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600		
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800		
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000		
86	266, 200	305, 800	355, 700				
87	266, 500	306, 100	356, 100				
88	266, 800	306, 400	356, 500				
89	267, 100	306, 700	356, 700				
90	267, 400	307, 000	357, 100				
91	267, 700	307, 300	357, 500				
92	268, 000	307, 600	357, 900				
93	268, 300	307, 800	358, 100				
94		308, 000	358, 400				
95		308, 300	358, 800				
96		308, 700	359, 100				
97		308, 900	359, 400				
98		309, 200	359, 800				
99		309, 500	360, 200				
100		309, 900	360, 600				
101		310, 100	361, 100				
102		310, 400	361, 500				
103		310, 700	361, 900				
104		311, 000	362, 300				
105		311, 200	362, 800				
106		311, 500	363, 200				

107		311,800	363,500				
108		312,100	363,800				
109		312,300	364,200				
110		312,600					
111		313,000					
112		313,300					
113		313,500					
114		313,700					
115		314,000					
116		314,400					
117		314,600					
118		314,800					
119		315,100					
120		315,400					
121		315,700					
122		315,900					
123		316,200					
124		316,500					
125		316,800					
定年前再任 用短時間勤 務職員	基 準 給	基 準 給	基 準 給	基 準 給	基 準 給	基 準 給	基 準 給
	料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800

備考 この給料表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

第2条 南島原市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の4 第2項第2号を次のように改める。

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、6万6,400円を超えない範

圏内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

第10条の4第7項を同条第8項とし、同条第6項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「及び前項第2号に定める額」を「、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額」に、「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項に規定する額に5,000円を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額とする。

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」を「、100分の71.25」に改める。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105を、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50を、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

（南島原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 南島原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年南島原市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	円 405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000

第5条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の95」を「100分の96.25」に、「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の87.5」を「100分の88.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の南島原市職員の給与に関する条例（以下「第1条改正後給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。ただし、第1条改正後給与条例第20条第2項及び第3項並びに第21条第2項第1号及び第2号の規定は、令和7年12月1日から適用する。
- 第1条改正後給与条例の規定は、令和7年12月1日在職しない職員には適用しない。

(給与の内払)

- 第1条改正後給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の南島原市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

南島原市職員の給与に関する条例及び南島原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

南島原市職員の給与に関する条例（第1条関係）

新	旧	解説
<p>(通勤手当)</p> <p>第10条の4 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</p> <p>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,300円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>1万400円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>1万3,500円</u></p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第10条の4 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</p> <p>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>1万円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>1万2,900円</u></p>	<p>【第10条の4の条文の内容】 通勤手当について規定したもの。</p> <p>【第10条の4第2項第2号の改正内容】 自動車等の使用距離が片道10km以上である職員の手当を引上げる改定を行うもの。</p> <p>【施行期日】令和7年4月1日</p>

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満
である職員 1万6,600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満
である職員 1万9,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満
である職員 2万2,800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満
である職員 2万5,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満
である職員 2万9,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満
である職員 3万2,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満
である職員 3万5,500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 3万8,700円

(3) (略)

3～7 (略)

(宿日直手当)

第14条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき
4,700円を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手
当として支給する。

2 (略)

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満
である職員 1万5,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満
である職員 1万8,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満
である職員 2万1,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満
である職員 2万4,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満
である職員 2万6,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満
である職員 2万8,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満
である職員 2万9,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 3万1,600円

(3) (略)

3～7 (略)

(宿日直手当)

第14条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき
4,400円を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手
当として支給する。

2 (略)

【第14条の条文の内容】
宿日直手当について規定したも
の。

【第14条第1項の改正内容】
宿直手当の額を4,400円から4,700
円に改正するもの。

【施行期日】 令和7年4月1日

<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合に</u>は<u>100分の125</u>を、<u>12月に支給する場合には</u>100分の<u>127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の<u>72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>【第20条の条文の内容】 期末手当について規定したもの。 【第20条第2項の改正内容】 令和7年12月期に支給する期末手当の率を100分の127.5に改正するもの。</p> <p>【適用日】令和7年12月1日</p> <p>【第20条第3項の改正内容】 定年前再任用短時間勤務職員に対し、令和7年12月期に支給する期末手当の率を100分の72.5に改正するもの。</p> <p>【適用日】令和7年12月1日</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額は、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額は、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額</p>	<p>【第21条の条文の内容】 勤勉手当について規定したもの。 【第21条第2項第1号の改正内容】 令和7年12月期に支給する勤勉手当の率を100分の107.5に改正するもの。</p> <p>【適用日】令和7年12月1日</p>

を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105を、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50を、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
分	号給	給料 月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 195,8	円 242,0	円 276,3	円 309,8	円 332,6	円 366,8	円 420,7
間勤務職員		00 00	00 00	00 00	00 00	00 00	00 00	00 00
2	196,9	243,3	277,3	311,3	334,4	368,5	422,6	
職員		00 00	00 00	00 00	00 00	00 00	00 00	00 00
3	198,1	244,7	278,3	312,7	336,2	370,1	424,5	
	00 00	00 00	00 00	00 00	00 00	00 00	00 00	00 00
4	199,2	246,1	279,3	314,1	337,9	371,7	426,3	
	00 00	00 00	00 00	00 00	00 00	00 00	00 00	00 00
5	200,3	247,5	280,3	315,5	339,6	373,3	428,1	
	00 00	00 00	00 00	00 00	00 00	00 00	00 00	00 00
6	202,0	248,9	281,3	316,6	341,3	375,1	429,9	
	00 00	00 00	00 00	00 00	00 00	00 00	00 00	00 00
7	203,6	250,3	282,2	317,6	343,0	376,6	431,7	

を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
分	号給	給料 月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 183,5	円 230,0	円 265,3	円 298,8	円 321,3	円 355,2	円 408,3
間勤務職員		00 00	00 00	00 00	00 00	00 00	00 00	00 00
2	184,6	231,5	266,3	300,3	323,1	356,9	410,2	
職員		00 00	00 00	00 00	00 00	00 00	00 00	00 00
3	185,8	233,0	267,3	301,8	324,9	358,5	412,1	
	00 00	00 00	00 00	00 00	00 00	00 00	00 00	00 00
4	186,9	234,5	268,3	303,2	326,6	360,1	413,9	
	00 00	00 00	00 00	00 00	00 00	00 00	00 00	00 00
5	188,0	236,0	269,3	304,6	328,3	361,7	415,7	
	00 00	00 00	00 00	00 00	00 00	00 00	00 00	00 00
6	189,7	237,5	270,3	305,7	330,0	363,5	417,5	
	00 00	00 00	00 00	00 00	00 00	00 00	00 00	00 00
7	191,3	239,0	271,3	306,7	331,7	365,0	419,3	

【第21条第2項第2号の改正内容】

定年前再任用短時間勤務職員に対し、令和7年12月期に支給する勤勉手当の率を100分の52.5に改正するもの。

【適用日】令和7年12月1日

【別表第1の内容】

行政職の給料月額を規定するもの。

【別表1の改正内容】

官民比較(3.62%)を埋めるため、給料表の水準を引上げるもの。

【適用日】令和7年4月1日

	00	00	00	00	00	00	00
8	205, 2	251, 7	283, 2	318, 8	344, 6	378, 2	433, 5
	00	00	00	00	00	00	00
9	206, 7	253, 1	284, 2	320, 0	346, 2	379, 5	435, 1
	00	00	00	00	00	00	00
10	208, 4	254, 3	285, 2	321, 6	347, 9	381, 1	436, 6
	00	00	00	00	00	00	00
11	210, 0	255, 6	286, 2	323, 2	349, 6	382, 7	438, 1
	00	00	00	00	00	00	00
12	211, 6	256, 9	287, 2	324, 8	351, 2	384, 2	439, 6
	00	00	00	00	00	00	00
13	213, 1	258, 1	288, 2	326, 2	352, 7	386, 1	441, 1
	00	00	00	00	00	00	00
14	214, 8	259, 3	289, 5	327, 8	354, 3	388, 0	442, 4
	00	00	00	00	00	00	00
15	216, 5	260, 5	290, 8	329, 4	355, 9	389, 9	443, 7
	00	00	00	00	00	00	00
16	218, 2	261, 7	292, 0	331, 0	357, 4	391, 7	444, 9
	00	00	00	00	00	00	00
17	219, 4	262, 8	293, 2	332, 4	358, 8	393, 2	446, 1
	00	00	00	00	00	00	00
18	221, 0	263, 9	294, 5	334, 1	360, 5	395, 0	447, 4
	00	00	00	00	00	00	00
19	222, 6	265, 0	295, 7	335, 7	362, 1	396, 7	448, 7
	00	00	00	00	00	00	00
20	224, 1	266, 1	296, 9	337, 3	363, 7	398, 3	449, 9
	00	00	00	00	00	00	00

	00	00	00	00	00	00	00
8	192, 9	240, 5	272, 3	307, 9	333, 4	366, 6	421, 1
	00	00	00	00	00	00	00
9	194, 5	242, 0	273, 3	309, 1	335, 0	368, 0	422, 7
	00	00	00	00	00	00	00
10	196, 2	243, 4	274, 3	310, 7	336, 7	369, 6	424, 2
	00	00	00	00	00	00	00
11	197, 8	244, 8	275, 3	312, 3	338, 4	371, 2	425, 7
	00	00	00	00	00	00	00
12	199, 4	246, 2	276, 4	313, 9	340, 0	372, 7	427, 2
	00	00	00	00	00	00	00
13	201, 0	247, 4	277, 4	315, 4	341, 5	374, 6	428, 7
	00	00	00	00	00	00	00
14	202, 7	248, 6	278, 7	317, 0	343, 1	376, 5	430, 0
	00	00	00	00	00	00	00
15	204, 4	249, 8	280, 0	318, 6	344, 7	378, 4	431, 3
	00	00	00	00	00	00	00
16	206, 1	251, 0	281, 2	320, 2	346, 2	380, 2	432, 5
	00	00	00	00	00	00	00
17	207, 4	252, 1	282, 5	321, 7	347, 6	381, 7	433, 7
	00	00	00	00	00	00	00
18	209, 0	253, 2	283, 8	323, 4	349, 3	383, 5	435, 0
	00	00	00	00	00	00	00
19	210, 6	254, 3	285, 0	325, 0	350, 9	385, 2	436, 3
	00	00	00	00	00	00	00
20	212, 1	255, 4	286, 2	326, 6	352, 5	386, 8	437, 5
	00	00	00	00	00	00	00

21	225, 6	267, 0	297, 9	338, 7	364, 8	400, 0	451, 1
	00	00	00	00	00	00	00
22	227, 2	268, 0	299, 1	340, 4	366, 3	401, 4	451, 9
	00	00	00	00	00	00	00
23	228, 8	269, 0	300, 3	342, 1	367, 8	402, 8	452, 7
	00	00	00	00	00	00	00
24	230, 4	270, 0	301, 6	343, 7	369, 3	404, 2	453, 5
	00	00	00	00	00	00	00
25	232, 0	271, 0	302, 9	344, 9	371, 0	405, 6	454, 1
	00	00	00	00	00	00	00
26	233, 7	271, 9	303, 9	346, 8	372, 8	406, 8	454, 7
	00	00	00	00	00	00	00
27	235, 0	272, 7	304, 9	348, 5	374, 4	408, 0	455, 3
	00	00	00	00	00	00	00
28	236, 3	273, 6	305, 9	350, 1	376, 1	409, 0	455, 9
	00	00	00	00	00	00	00
29	237, 6	274, 4	307, 0	351, 6	377, 5	410, 1	456, 6
	00	00	00	00	00	00	00
30	238, 7	275, 2	308, 2	353, 2	378, 8	411, 3	457, 4
	00	00	00	00	00	00	00
31	239, 8	276, 0	309, 3	354, 8	380, 0	412, 4	457, 8
	00	00	00	00	00	00	00
32	240, 9	276, 7	310, 5	356, 4	381, 4	413, 5	458, 5
	00	00	00	00	00	00	00
33	242, 0	277, 4	311, 6	358, 1	382, 5	414, 2	459, 0
	00	00	00	00	00	00	00
34	242, 9	278, 2	312, 9	359, 9	383, 4	414, 9	459, 4

21	213, 6	256, 4	287, 3	328, 0	353, 7	388, 5	438, 7
	00	00	00	00	00	00	00
22	215, 2	257, 4	288, 5	329, 7	355, 2	389, 9	439, 5
	00	00	00	00	00	00	00
23	216, 8	258, 4	289, 8	331, 4	356, 7	391, 3	440, 3
	00	00	00	00	00	00	00
24	218, 4	259, 4	291, 1	333, 0	358, 2	392, 7	441, 1
	00	00	00	00	00	00	00
25	220, 0	260, 4	292, 4	334, 2	359, 9	394, 1	441, 7
	00	00	00	00	00	00	00
26	221, 7	261, 3	293, 4	336, 1	361, 7	395, 3	442, 3
	00	00	00	00	00	00	00
27	223, 0	262, 2	294, 4	337, 8	363, 4	396, 5	442, 9
	00	00	00	00	00	00	00
28	224, 3	263, 1	295, 5	339, 4	365, 1	397, 5	443, 5
	00	00	00	00	00	00	00
29	225, 6	263, 9	296, 6	340, 9	366, 5	398, 6	444, 2
	00	00	00	00	00	00	00
30	226, 7	264, 7	297, 8	342, 5	367, 8	399, 8	445, 0
	00	00	00	00	00	00	00
31	227, 8	265, 5	298, 9	344, 1	369, 0	400, 9	445, 4
	00	00	00	00	00	00	00
32	228, 9	266, 3	300, 1	345, 7	370, 4	402, 0	446, 1
	00	00	00	00	00	00	00
33	230, 0	267, 0	301, 3	347, 4	371, 5	402, 7	446, 6
	00	00	00	00	00	00	00
34	231, 1	267, 8	302, 6	349, 2	372, 4	403, 4	447, 0

	00	00	00	00	00	00	00
35	243, 8	279, 0	314, 2	361, 7	384, 4	415, 5	459, 8
	00	00	00	00	00	00	00
36	244, 8	279, 6	315, 5	363, 5	385, 4	416, 2	460, 2
	00	00	00	00	00	00	00
37	245, 8	280, 3	316, 7	365, 0	386, 2	416, 8	460, 6
	00	00	00	00	00	00	00
38	246, 7	281, 1	318, 0	366, 4	387, 1	417, 4	460, 9
	00	00	00	00	00	00	00
39	247, 6	281, 8	319, 3	367, 8	388, 0	417, 9	461, 2
	00	00	00	00	00	00	00
40	248, 4	282, 5	320, 6	369, 2	388, 8	418, 3	461, 5
	00	00	00	00	00	00	00
41	249, 2	283, 2	321, 9	370, 7	389, 6	418, 7	461, 8
	00	00	00	00	00	00	00
42	249, 9	283, 9	323, 1	371, 5	390, 4	418, 9	462, 1
	00	00	00	00	00	00	00
43	250, 5	284, 6	324, 4	372, 4	391, 2	419, 2	462, 4
	00	00	00	00	00	00	00
44	251, 1	285, 3	325, 5	373, 4	391, 9	419, 5	462, 7
	00	00	00	00	00	00	00
45	251, 8	286, 0	326, 4	374, 3	392, 6	419, 8	463, 0
	00	00	00	00	00	00	00
46	252, 4	286, 6	327, 7	375, 4	393, 3	420, 1	
	00	00	00	00	00	00	
47	253, 0	287, 3	329, 0	376, 3	394, 0	420, 4	
	00	00	00	00	00	00	

	00	00	00	00	00	00	00
35	232, 2	268, 6	303, 9	351, 0	373, 4	404, 1	447, 4
	00	00	00	00	00	00	00
36	233, 3	269, 3	305, 2	352, 8	374, 5	404, 8	447, 8
	00	00	00	00	00	00	00
37	234, 4	270, 0	306, 5	354, 3	375, 3	405, 4	448, 2
	00	00	00	00	00	00	00
38	235, 4	270, 8	307, 8	355, 7	376, 2	406, 0	448, 6
	00	00	00	00	00	00	00
39	236, 4	271, 6	309, 1	357, 1	377, 1	406, 5	449, 0
	00	00	00	00	00	00	00
40	237, 3	272, 3	310, 4	358, 5	377, 9	406, 9	449, 3
	00	00	00	00	00	00	00
41	238, 2	273, 0	311, 7	360, 0	378, 7	407, 3	449, 6
	00	00	00	00	00	00	00
42	239, 1	273, 8	313, 0	360, 8	379, 5	407, 5	450, 0
	00	00	00	00	00	00	00
43	239, 9	274, 6	314, 3	361, 8	380, 3	407, 8	450, 3
	00	00	00	00	00	00	00
44	240, 7	275, 3	315, 4	362, 8	381, 0	408, 1	450, 6
	00	00	00	00	00	00	00
45	241, 4	276, 0	316, 3	363, 7	381, 7	408, 4	450, 9
	00	00	00	00	00	00	00
46	242, 0	276, 7	317, 6	364, 8	382, 4	408, 7	
	00	00	00	00	00	00	
47	242, 6	277, 4	318, 9	365, 7	383, 1	409, 0	
	00	00	00	00	00	00	

48	253, 6	287, 9	330, 3	377, 3	394, 7	420, 7	
	00	00	00	00	00	00	
49	254, 1	288, 6	331, 4	378, 2	395, 2	420, 9	
	00	00	00	00	00	00	
50	254, 7	289, 2	332, 7	378, 9	395, 8	421, 2	
	00	00	00	00	00	00	
51	255, 3	289, 9	333, 9	379, 6	396, 4	421, 4	
	00	00	00	00	00	00	
52	255, 8	290, 6	335, 1	380, 2	397, 1	421, 7	
	00	00	00	00	00	00	
53	256, 2	291, 1	336, 4	380, 6	397, 5	421, 9	
	00	00	00	00	00	00	
54	256, 6	291, 7	337, 4	381, 2	398, 1	422, 2	
	00	00	00	00	00	00	
55	256, 9	292, 3	338, 5	381, 8	398, 7	422, 5	
	00	00	00	00	00	00	
56	257, 2	293, 0	339, 6	382, 5	399, 2	422, 8	
	00	00	00	00	00	00	
57	257, 5	293, 6	340, 3	382, 8	399, 6	423, 0	
	00	00	00	00	00	00	
58	257, 8	294, 2	341, 2	383, 5	400, 2	423, 3	
	00	00	00	00	00	00	
59	258, 1	294, 8	341, 9	384, 2	400, 8	423, 6	
	00	00	00	00	00	00	
60	258, 4	295, 5	342, 7	384, 8	401, 3	423, 8	
	00	00	00	00	00	00	
61	258, 7	296, 1	343, 5	385, 1	401, 7	424, 0	

48	243, 2	278, 1	320, 2	366, 7	383, 8	409, 3	
	00	00	00	00	00	00	
49	243, 8	278, 8	321, 4	367, 6	384, 3	409, 5	
	00	00	00	00	00	00	
50	244, 4	279, 5	322, 7	368, 3	384, 9	409, 8	
	00	00	00	00	00	00	
51	245, 0	280, 2	323, 9	369, 0	385, 5	410, 1	
	00	00	00	00	00	00	
52	245, 5	280, 9	325, 1	369, 6	386, 2	410, 4	
	00	00	00	00	00	00	
53	246, 0	281, 5	326, 4	370, 0	386, 6	410, 6	
	00	00	00	00	00	00	
54	246, 4	282, 2	327, 5	370, 6	387, 2	410, 9	
	00	00	00	00	00	00	
55	246, 7	282, 8	328, 6	371, 3	387, 8	411, 2	
	00	00	00	00	00	00	
56	247, 0	283, 5	329, 7	372, 0	388, 3	411, 5	
	00	00	00	00	00	00	
57	247, 3	284, 1	330, 4	372, 3	388, 7	411, 7	
	00	00	00	00	00	00	
58	247, 6	284, 8	331, 3	373, 0	389, 3	412, 0	
	00	00	00	00	00	00	
59	247, 9	285, 4	332, 0	373, 7	389, 9	412, 3	
	00	00	00	00	00	00	
60	248, 2	286, 1	332, 8	374, 3	390, 4	412, 5	
	00	00	00	00	00	00	
61	248, 5	286, 7	333, 6	374, 6	390, 8	412, 7	

	00	00	00	00	00	00
62	259, 0	296, 7	343, 9	385, 6	402, 2	424, 3
	00	00	00	00	00	00
63	259, 3	297, 2	344, 4	386, 2	402, 7	424, 6
	00	00	00	00	00	00
64	259, 6	297, 7	345, 1	386, 8	403, 3	424, 8
	00	00	00	00	00	00
65	259, 9	298, 2	345, 9	387, 1	403, 6	425, 0
	00	00	00	00	00	00
66	260, 2	298, 8	346, 6	387, 7	404, 0	425, 3
	00	00	00	00	00	00
67	260, 5	299, 3	347, 3	388, 4	404, 3	425, 6
	00	00	00	00	00	00
68	260, 8	299, 9	347, 9	389, 0	404, 7	425, 8
	00	00	00	00	00	00
69	261, 1	300, 3	348, 4	389, 4	405, 0	426, 0
	00	00	00	00	00	00
70	261, 4	300, 8	349, 0	389, 9	405, 3	426, 3
	00	00	00	00	00	00
71	261, 7	301, 3	349, 5	390, 5	405, 6	426, 6
	00	00	00	00	00	00
72	262, 0	301, 9	350, 1	391, 0	405, 8	426, 8
	00	00	00	00	00	00
73	262, 3	302, 4	350, 4	391, 5	406, 0	427, 0
	00	00	00	00	00	00
74	262, 6	302, 8	350, 9	392, 1	406, 3	
	00	00	00	00	00	

	00	00	00	00	00	00
62	248, 8	287, 4	334, 0	375, 1	391, 3	413, 0
	00	00	00	00	00	00
63	249, 1	288, 0	334, 6	375, 7	391, 8	413, 3
	00	00	00	00	00	00
64	249, 4	288, 5	335, 3	376, 3	392, 4	413, 5
	00	00	00	00	00	00
65	249, 7	289, 0	336, 1	376, 6	392, 7	413, 7
	00	00	00	00	00	00
66	250, 0	289, 6	336, 8	377, 2	393, 1	414, 0
	00	00	00	00	00	00
67	250, 3	290, 1	337, 5	377, 9	393, 5	414, 3
	00	00	00	00	00	00
68	250, 6	290, 7	338, 1	378, 5	393, 9	414, 5
	00	00	00	00	00	00
69	250, 9	291, 2	338, 6	378, 9	394, 2	414, 7
	00	00	00	00	00	00
70	251, 2	291, 7	339, 2	379, 4	394, 5	415, 0
	00	00	00	00	00	00
71	251, 5	292, 3	339, 7	380, 0	394, 8	415, 3
	00	00	00	00	00	00
72	251, 8	292, 9	340, 3	380, 5	395, 0	415, 5
	00	00	00	00	00	00
73	252, 1	293, 4	340, 6	381, 0	395, 2	415, 7
	00	00	00	00	00	00
74	252, 4	293, 9	341, 1	381, 6	395, 5	
	00	00	00	00	00	

75	262, 9	303, 1	351, 2	392, 5	406, 6		
	00	00	00	00	00		
76	263, 2	303, 4	351, 6	392, 8	406, 8		
	00	00	00	00	00		
77	263, 5	303, 6	352, 0	393, 2	407, 0		
	00	00	00	00	00		
78	263, 8	303, 9	352, 5	393, 7	407, 3		
	00	00	00	00	00		
79	264, 1	304, 1	353, 0	394, 1	407, 6		
	00	00	00	00	00		
80	264, 4	304, 4	353, 5	394, 5	407, 8		
	00	00	00	00	00		
81	264, 7	304, 6	353, 8	394, 9	408, 0		
	00	00	00	00	00		
82	265, 0	304, 8	354, 2	395, 4	408, 3		
	00	00	00	00	00		
83	265, 3	305, 1	354, 6	395, 8	408, 6		
	00	00	00	00	00		
84	265, 6	305, 3	355, 0	396, 2	408, 8		
	00	00	00	00	00		
85	265, 9	305, 6	355, 3	396, 5	409, 0		
	00	00	00	00	00		
86	266, 2	305, 8	355, 7				
	00	00	00				
87	266, 5	306, 1	356, 1				
	00	00	00				
88	266, 8	306, 4	356, 5				

75	252, 7	294, 3	341, 5	382, 1	395, 8		
	00	00	00	00	00		
76	253, 0	294, 6	341, 9	382, 4	396, 0		
	00	00	00	00	00		
77	253, 3	294, 8	342, 3	382, 8	396, 2		
	00	00	00	00	00		
78	253, 6	295, 1	342, 8	383, 3	396, 5		
	00	00	00	00	00		
79	253, 9	295, 3	343, 3	383, 7	396, 8		
	00	00	00	00	00		
80	254, 2	295, 6	343, 8	384, 1	397, 0		
	00	00	00	00	00		
81	254, 5	295, 8	344, 1	384, 5	397, 2		
	00	00	00	00	00		
82	254, 8	296, 0	344, 5	385, 0	397, 5		
	00	00	00	00	00		
83	255, 1	296, 3	344, 9	385, 4	397, 8		
	00	00	00	00	00		
84	255, 4	296, 5	345, 3	385, 8	398, 0		
	00	00	00	00	00		
85	255, 7	296, 8	345, 6	386, 1	398, 2		
	00	00	00	00	00		
86	256, 0	297, 1	346, 0				
	00	00	00				
87	256, 3	297, 4	346, 4				
	00	00	00				
88	256, 6	297, 7	346, 8				

	00	00	00				
89	267, 1	306, 7	356, 7				
	00	00	00				
90	267, 4	307, 0	357, 1				
	00	00	00				
91	267, 7	307, 3	357, 5				
	00	00	00				
92	268, 0	307, 6	357, 9				
	00	00	00				
93	268, 3	307, 8	358, 1				
	00	00	00				
94		308, 0	358, 4				
		00	00				
95		308, 3	358, 8				
		00	00				
96		308, 7	359, 1				
		00	00				
97		308, 9	359, 4				
		00	00				
98		309, 2	359, 8				
		00	00				
99		309, 5	360, 2				
		00	00				
100		309, 9	360, 6				
		00	00				
101		310, 1	361, 1				
		00	00				

	00	00	00				
89	256, 9	298, 0	347, 0				
	00	00	00				
90	257, 2	298, 3	347, 4				
	00	00	00				
91	257, 5	298, 6	347, 8				
	00	00	00				
92	257, 8	299, 0	348, 2				
	00	00	00				
93	258, 1	299, 2	348, 4				
	00	00	00				
94		299, 4	348, 8				
		00	00				
95		299, 7	349, 2				
		00	00				
96		300, 1	349, 5				
		00	00				
97		300, 3	349, 8				
		00	00				
98		300, 6	350, 2				
		00	00				
99		301, 0	350, 6				
		00	00				
100		301, 4	351, 0				
		00	00				
101		301, 6	351, 5				
		00	00				

102		310, 4	361, 5				
		00	00				
103		310, 7	361, 9				
		00	00				
104		311, 0	362, 3				
		00	00				
105		311, 2	362, 8				
		00	00				
106		311, 5	363, 2				
		00	00				
107		311, 8	363, 5				
		00	00				
108		312, 1	363, 8				
		00	00				
109		312, 3	364, 2				
		00	00				
110		312, 6					
		00					
111		313, 0					
		00					
112		313, 3					
		00					
113		313, 5					
		00					
114		313, 7					
		00					
115		314, 0					

102		301, 9	351, 9				
		00	00				
103		302, 2	352, 3				
		00	00				
104		302, 5	352, 7				
		00	00				
105		302, 7	353, 2				
		00	00				
106		303, 0	353, 6				
		00	00				
107		303, 3	353, 9				
		00	00				
108		303, 6	354, 2				
		00	00				
109		303, 8	354, 7				
		00	00				
110		304, 2					
		00					
111		304, 6					
		00					
112		304, 9					
		00					
113		305, 1					
		00					
114		305, 3					
		00					
115		305, 6					

		00						
116		314, 4						
		00						
117		314, 6						
		00						
118		314, 8						
		00						
119		315, 1						
		00						
120		315, 4						
		00						
121		315, 7						
		00						
122		315, 9						
		00						
123		316, 2						
		00						
124		316, 5						
		00						
125		316, 8						
		00						
定年前再	員 間勤務職 任用短時 給料 月額	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	
		給 料	給 料	給 料	給 料	給 料	給 料	
		月額	月額	月額	月額	月額	月額	
		円	円	円	円	円	円	
		200, 3	227, 8	269, 5	290, 1	305, 7	331, 9	374, 8
		00	00	00	00	00	00	00

		00						
116		306, 0						
		00						
117		306, 2						
		00						
118		306, 4						
		00						
119		306, 7						
		00						
120		307, 0						
		00						
121		307, 4						
		00						
122		307, 6						
		00						
123		307, 9						
		00						
124		308, 2						
		00						
125		308, 5						
		00						
定年前再	員 間勤務職 任用短時 給料 月額	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	
		給 料	給 料	給 料	給 料	給 料	給 料	
		月額	月額	月額	月額	月額	月額	
		円	円	円	円	円	円	
		192, 0	219, 5	260, 0	279, 7	294, 9	320, 6	362, 7
		00	00	00	00	00	00	00

備考 この給料表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

備考 この給料表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

南島原市職員の給与に関する条例（第2条関係）

新	旧	解説
<p>(通勤手当)</p> <p>第10条の4 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額 (定年前再任用短時間勤務職員のうち支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</u></p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第10条の4 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額 (定年前再任用短時間勤務職員のうち支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</u></p> <p>ア <u>自動車等の使用距離 (以下この号において「使用距離」という。) が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</u></p> <p>イ <u>使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</u></p> <p>ウ <u>使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円</u></p> <p>エ <u>使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 1万400円</u></p> <p>オ <u>使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 1万3,500円</u></p> <p>カ <u>使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円</u></p> <p>キ <u>使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円</u></p>	<p>【第10条の4の条文の内容】 通勤手当について規定したもの。</p> <p>【第10条の4第2項第2号の改正内容】 自動車等の使用距離の区分に応じて定めていた額を規則に規定するものと改正するもの。</p> <p>【施行期日】 令和8年4月1日</p>

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 2万2,800円
ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 2万5,900円
コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 2万9,100円
サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 3万2,300円
シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 3万5,500円
ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 3万8,700円

(3) (略)

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項に規定する額に5,000円を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額とする。

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交

【第10条の4第3項の新設内容】
通勤のため自動車等を使用し、駐車場等の料金を負担している職員の通勤手当については、駐車場等に係る通勤手当とそれ以外の通勤手当を合算して支給するものと規定するもの。

- ・駐車場等の通勤手当は1月当たり5千円を上限とするもの。
- ・駐車場等に係る通勤手当以外の通勤手当については、前項の規定によるもの。

【施行期日】令和8年4月1日

【第10条の4第4項の改正内容】

<p>通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、<u>第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額</u>の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、<u>前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額</u>とする。</p>	<p>通機関等が2以上ある場合においては、その合計額) 及び前項第2号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</p>	<p>第10条の4第3項で規定した駐車場等に係る通勤手当を追記するもの。</p>
<p><u>5 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月）の規則で定める日に支給する。</u></p>	<p>4 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。</p>	<p>【第10条の4第5項の改正内容】 特別な事情がある場合は翌月に通勤手当を支給することができることを規定するもの。</p>
<p><u>6 (略)</u></p>	<p><u>5 (略)</u></p>	
<p><u>7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1月）をいう。</u></p>	<p><u>6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1月）をいう。</u></p>	<p>【第10条の4第7項の改正内容】 第10条の4第3項で規定した駐車場等に係る通勤手当を追記するもの。</p>
<p><u>8 (略)</u></p>	<p><u>7 (略)</u></p>	
<p>(期末手当)</p>	<p>(期末手当)</p>	
<p>第20条 (略)</p>	<p>第20条 (略)</p>	<p>【第20条の条文の内容】 期末手当について規定したもの。</p>
<p><u>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p>	<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>【第20条第2項の改正内容】 令和8年度に支給する期末手当の率を6月に支給する場合は100分の125から100分の126.5に、12月に支給する場合は100分の127.5から100分の126.25に改正するもの。</p>
<p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p>	<p>※R7.12期で引き上げた支給率を均等にR8.6期と12期に再配分</p>

<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは、「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>【施行期日】令和8年4月1日</p> <p>【第20条第3項の改正内容】 定年前再任用短時間勤務職員に対し、令和8年度に支給する期末手当の率を100分の71.25に改正するもの。</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額は、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額は、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の105を、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の50を、12月に支給する場合には100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>※R7.6期とR7.12期の合計を均等にR8.6期と12期に再配分</p> <p>【施行期日】令和8年4月1日</p> <p>【第20条の条文の内容】 勤勉手当について規定したもの。</p> <p>【第21条第2項第1号の改正内容】 令和8年度に支給する勤勉手当の率を100分の106.25に改正するもの。</p> <p>R7.12期で引き上げた支給率を均等にR8.6期と12期に再配分</p> <p>【施行期日】令和8年4月1日</p> <p>【第21条第3項第2号の改正内容】 定年前再任用短時間勤務職員に対し、令和8年度に支給する勤勉手当の率を100分の51.25に改正するもの。</p>

3～5 (略)

3～5 (略)

の。

R7.12期で引き上げた支給率を均
等にR8.6期と12期に再配分

【施行期日】令和8年4月1日

南島原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第3条関係）

新	旧	解説																				
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>円 405,000</td></tr> <tr> <td>2</td><td>455,000</td></tr> <tr> <td>3</td><td>508,000</td></tr> <tr> <td>4</td><td>574,000</td></tr> </tbody> </table> <p>2・3 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第20条第2項及び給与条例第21条第2項の規定の適用については、給与条例第20条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、給与条例第21条第2項第1号中「<u>100分の106.25</u>」とあるは「<u>100分の88.75</u>」とする。</p>	号給	給料月額	1	円 405,000	2	455,000	3	508,000	4	574,000	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>円 392,000</td></tr> <tr> <td>2</td><td>440,000</td></tr> <tr> <td>3</td><td>492,000</td></tr> <tr> <td>4</td><td>555,000</td></tr> </tbody> </table> <p>2・3 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第20条第2項及び給与条例第21条第2項の規定の適用については、給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、給与条例第21条第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるは「<u>100分の87.5</u>」とする。</p>	号給	給料月額	1	円 392,000	2	440,000	3	492,000	4	555,000	<p>【第4条の条文の内容】 給料に関する特例について規定したもの。</p> <p>【第4条第1項の表の改正内容】 給料の額を改正するもの。</p> <p>【施行期日】令和8年4月1日</p> <p>【第5条の条文の内容】 特定任期付職員に給与条例第20条第2項及び第21条第2項を適用する場合の読み替えについて規定したもの。</p> <p>【第5条第2項の改正内容】 支給する期末手当の支給率を100分の95から100分の96.25に改正するもの。</p> <p>支給する勤勉手当の支給率を100分の87.5から100分の88.75に改正するもの。</p>
号給	給料月額																					
1	円 405,000																					
2	455,000																					
3	508,000																					
4	574,000																					
号給	給料月額																					
1	円 392,000																					
2	440,000																					
3	492,000																					
4	555,000																					

【施行期日】令和8年4月1日